

入札条件(物品・役務等)

1. 本件入札に関し入札に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、新庄市財務規則（昭和55年3月規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本件に定めるところによる。
2. 入札保証金は免除する。
3. 入札参加者は、契約書（約款も含む）案、図面、仕様書等の契約担当者が示す図書（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合に入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
4. 入札参加者は、入札通知書に示した時刻までに入札会場に入場し、入札執行者の指示により、入札書（規則様式第65号）を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名を記載して提出するものとする。
5. 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。この場合、入札書の記名押印は、委任状に記載されている受任者名及び使用印鑑とする。
6. 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
7. 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
8. 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
9. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。
10. 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
11. 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
12. 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 記名押印を欠く入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) その他入札に関する条件に違反した入札
13. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
14. 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
15. 予定価格の制限の範囲内の価格を以って入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。
16. 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
17. 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

18. 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
19. 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
20. 落札者が前条に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
21. 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書類を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
22. 予定価格が2千万円以上の物件の購入契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第6号）第3条の規定により、新庄市議会の議決が必要である。
23. 入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。